

草津市公報

発行日 令和4年9月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 16 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 訓 令	
草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程の一部を改正する訓令(住宅課)	2
草津市緑化推進連絡協議会規程の一部を改正する訓令(職員課)	2
◎ 告 示	
令和4年度草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱(幼児施設課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30および児童福祉法第24条の37の規定 に基づく事業廃止の届出について(障害福祉課)	4
草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱の一部を改正する要綱(温暖化対策室)	4
草津市議会定例会の招集について(総務課)	4
草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 (人とくらしのサポートセンター)	5
介護保険法第78条の5第2項の規定に基づく事業廃止の届出について(介護保険課)	5
介護保険法第115条の45の3第1項の規定に基づく草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・ 生活支援サービス事業者の指定について(介護保険課)	6
公印の新調について(総務課)	6
公示送達について(介護保険課)	6
公示送達について(納税課)	7
◎ 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課)	9
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課)	9
南草津プリムタウン土地区画整理事業の変更事業計画書(第2回)の縦覧について(都市地域戦略課)	10
草津市有財産売却処分一般競争入札公告(総務課)	10
草津市有財産売却処分一般競争入札公告(総務課)	14
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課)	17
令和4年度草津市教育委員候補者の公募について(職員課)	18
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課)	19
◎ 教育委員会告示	
草津市教育委員会定例会の招集について(教育総務課)	20
◎ 選挙管理委員会告示	
50分の1、6分の1および3分の1の数について	20

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について……………20

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の営業所の移転について（上下水道総務課）……………21

草津市指定下水道工事店の営業所の移転について（上下水道総務課）……………21

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）……………21

草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）……………21

草津市指定下水道工事店の商号の変更について（上下水道総務課）……………22

訓 令

草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年8月23日

草津市長 橋川 涉

草津市訓令第8号

草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程の一部を改正する訓令

草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程（令和元年草津市訓令第1号）を次のように改正する。

第3条第1項および第4条第3項中「建設部長」を「建設部理事（住宅担当）」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年8月23日から施行する。

（令和4年8月23日揭示済み）

草津市緑化推進連絡協議会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年8月31日

草津市長 橋川 涉

草津市訓令第9号

草津市緑化推進連絡協議会規程の一部を改正する訓令

草津市緑化推進連絡協議会規程（昭和58年草津市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「建設部副部長（総括（事務）」を「建設部副部長（総括）」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

（令和4年8月31日揭示済み）

告 示

草津市告示第248号

令和4年度草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年8月16日

草津市長 橋川 涉

令和4年度草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項または同法第35条第4項の認可を受けた保育所、幼保連携型認定こども園および地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）における感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために行う事業について、予算の範囲内において令和4年度草津市保育環境改善等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業の要件）

第2条 補助対象事業は、保育所等が実施する「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日付雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、環境改善事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）における事業とする。

（補助金額）

第3条 補助金の額は、保育所等1箇所当たり、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額と次の各号に定める補助基準額を比較して少ない方の額とし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 定員19人以下 30万円
- (2) 定員20人以上59人以下 40万円
- (3) 定員60人以上 50万円

（交付申請書の添付書類）

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和4年度草津市保育環境改善等事業補助金所要額調書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書または見込書の抄本
- (3) その他市長が必要と認める書類
（実績報告書の添付書類）

第5条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月10日までとする。

- (1) 令和4年度草津市保育環境改善等事業補助金精算額調書（別記様式第2号）
- (2) 収支決算書または見込書の抄本
- (3) 事業の完了を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付の条件）

第6条 市長は、この補助金の交付の決定に際し、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させる場合があること。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税

額が0円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告すること。この場合において、当該仕入控除税額を市に返納すること。

- (8) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年8月16日から施行し、令和4年4月1日以降の事業から適用する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第6条に規定する交付の条件については、同日後もなおその効力を有する。

別記様式第1号(第4条第1号関係) 令和4年度草津市保育環境改善等事業補助金所要額調書
施設名: _____

対象経費総額①	寄付金その他収入額②	差引額③ (①-②)	補助基準額④	補助所要額⑤ (③と④を比較して少ない方の額)	補助金申請額⑥

様式第2号(第5条第1号関係) 令和4年度草津市保育環境改善等事業補助金精算額調書
施設名: _____

対象経費総額①	寄付金その他収入額②	差引額③ (①-②)	補助基準額④	補助所要額⑤ (③と④を比較して少ない方の額)	補助金精算額⑥

（令和4年8月16日揭示済み）

草津市告示第249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の30および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の37の規定に基づき事業の廃止届出が提出されたので、草津市指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年草津市規則第16号）第4条の規定に基づき告示する。

令和4年8月22日

草津市長 橋川 渉

事業者の名称 および所在地	事業所の名称および 所在地	指定廃止 年月日	サービスの種類	事業の主たる 対象者	事業所番号
企業組合労協センター事業団 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPTaビル	草津地域福祉事業所 みんなの家 相談支援スマイル空 滋賀県草津市野村二丁目1番2号	令和4年 6月30日	指定特定相談支援 指定障害児相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	指定特定相談 支援事業所 2530600127 指定障害児相 談支援事業所 2570600441

(令和4年8月22日揭示済み)

草津市告示第250号

草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年8月24日

草津市長 橋川 渉

草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱の一部を改正する要綱

草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱（平成19年草津市告示第90号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「小委員会」を「幹事会」に改め、同条第1項中「のうち軽易なものを検討または協議するため、」を「に関して、本部で決定された事項の具体的施策の検討および各部課で作成する重要な施策の方針等について議論するため、」に、「小委員会」を「幹事会」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「小委員会」を「幹事会」に改める。

第5条中「小委員会」を「幹事会」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

(令和4年8月24日揭示済み)

草津市告示第251号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月26日

草津市長 橋川 渉

- 1 期 日 令和4年9月2日
- 2 場 所 草津市議会議場

(令和4年8月26日揭示済み)

草津市告示第252号

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年8月29日

草津市長 橋 川 涉

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年草津市告示第222号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和4年8月31日」を「令和4年9月30日」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年8月29日から施行する。

（令和4年8月29日掲示済み）

草津市告示第253号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき告示する。

令和4年8月30日

草津市長 橋 川 涉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
デイサービス 時間の森	滋賀県大津市 大將軍1丁目 15-2	株式会社六匠 滋賀県大津市大萱 3丁目6-35	代表取締役 北村拓人 滋賀県大津市大萱3丁 目6-35	地域密着型 通所介護	令和4年 5月31日	2570102752

（令和4年8月30日掲示済み）

草津市告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第9条の規定に基づき告示する。

令和4年8月30日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ケア21草津	滋賀県草津市平井一丁目7番1号 草津平井テナント	株式会社ケア21 大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号	代表取締役 依田 雅 兵庫県西宮市豊楽町9番11号	介護予防型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年9月1日	2570601852

(令和4年8月30日掲示済み)

草津市告示第255号

公印の新調について

公印を新調するので、草津市公印規則（昭和52年草津市規則第35号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年9月1日

草津市長 橋川 渉

1 新調印

- (1) 草津市まちづくり協働部理事之印



用途 草津市まちづくり協働部理事名をもって発する文書用

開始日 令和4年9月1日

(令和4年9月1日掲示済み)

草津市告示第256号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年9月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和4年度 第2期介護保険料督促状

- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年9月8日に送達があったものとみなす。

令和4年度第2期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
2	平尾 忠孝	草津市野路東五丁目25番22-206号 マリーベルハイツA棟
3	山城 エツ子	草津市西波川一丁目18番1号

(令和4年9月1日揭示済み)

草津市告示第257号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年9月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 市・県民税督促状 | 19件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 1件 |
| (3) 軽自動車税（種別割）督促状 | 15件 |
| (4) 国民健康保険税督促状 | 5件 |
| (5) 市県民税特別徴収督促状 | 5件 |

計45件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年9月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税(種別別)	国民健康保険税
1 片山 裕太	草津市平井一丁目14番1-110号 ショイフイル草津	令和4年度随時期			
2 一井 孝文	草津市上等四丁目3番29号 センチュェリハイツ木村 1201号	令和4年度第1期			
3 新庄 三次	草津市下等町1-4-26番地	令和4年度第1期			
4 楠 滋夫	草津市宮竹町1番46-303号 ライフコート草津	令和4年度第1期			
5 辻井 靖子	草津市大略一丁目7番1-2108号 TOWER・111	令和4年度随時期			
6 辻井 靖子	草津市大略一丁目7番1-2108号 TOWER・111	令和4年度第1期			
7 駒井 亮	草津市山寺町1166番地1-6006 ダイキン山寺社宅	令和4年度第1期			
8 桂田 三一郎	草津市木山町1-216番地1 市晋陽ノ丘団地 603号	令和4年度第1期			
9 高田 土朗	草津市西穴倉二丁目4番10号	令和4年度第1期			
10 ZHANG BONAN 張 博精	草津市東穴倉四丁目14番6-1420号 スチュエーションT HIROSE	令和4年度随時期			
11 ZHANG BONAN 張 博精	草津市東穴倉四丁目14番6-1420号 スチュエーションT HIROSE	令和4年度第1期			
12 鈴木 俊広	草津市野路東五丁目25番22-203号 マリーベルハイツA棟	令和4年度第1期			
13 山中 信次	草津市笠山五丁目1番64-103号 TITハイツ	令和4年度第1期			
14 巽谷 大器	草津市笠山二丁目3番69-412号 クロハバハイツIII	令和4年度第1期			
15 EDI MUSTOFA	草津市笠山三丁目17番22-106号レオパレス ベルハイム笠山	令和4年度第1期			
16 BAGUS DWI CAHYONO	草津市笠山三丁目17番22-106号レオパレス ベルハイム笠山	令和4年度第1期			
17 HAMADA HICAKITI	草津市青地町368番地1-205メゾンローズ	令和4年度第1期			
18 SHIMOTSU MIRIAM AYUMI	草津市青地町368番地1-205メゾンローズ	令和4年度第1期			
19 TRINH VAN THIEP	草津市馬場町1060番地6-401高島マンション	令和4年度第1期			
1 辻井 靖子	草津市大略一丁目7番1-2108号 TOWER・111	令和4年度第1期			
1 一井 祐太	東京都品川区1丁目36-9			令和4年度全期	
2 WANG CHENG	山梨県南都留郡山中湖村山中342番地の7			令和4年度全期	
3 高田 将輝	三重県津市河芸町中別保251番地2			令和4年度全期	
4 澤田 有三	大津市大江三丁目19番10-101号			令和4年度全期	
5 堀内 省三	草津市西袋川一丁目11番7号 ハイツヒカリ 103号			令和4年度全期	
6 本田 雄樹	草津市西袋川一丁目17番40-205号 コーポコスモ			令和4年度全期	
7 金燕の家	草津市草津一丁目4番地27			令和4年度全期	
8 鳥場 康弘	草津市青地町581番地1-1102 コンフォートテラオ			令和4年度全期	
9 佐々利 淳	草津市青地町663番地1 シャーマンズ青地 203号			令和4年度全期	
10 道分 昭	草津市山寺町1166番地1-5016 ダイキン山寺社宅			令和4年度全期	
11 茂本 和繁	草津市岡本町470番地201 Antevorte			令和4年度全期	
12 三好 真人	草津市東穴倉二丁目2番1-11号 市常矢倉団地			令和4年度全期	
13 XU WEI 徐 唯	大阪府東大阪市寿町3丁目2番8号 ミッドパリー 105号室			令和4年度全期	
14 藤田 興次	京都市西京区松雲田中町20-6 ミニョングァーデン 102号室			令和4年度全期	
15 西浦 正一	宮城県仙台市太白区駒取2丁目1番30号 ハイネス201			令和4年度全期	
1 武浦 悠馬	草津市草津町1869番地3-106 フォアミール駒坂			令和4年度第1期	
2 森崎 彰	草津市青地町213番地1 デイアコート青地I 244号			令和4年度第1期	
3 北野 雅己	草津市穴燧町69番地39			令和4年度第1期	
4 山西 美穂	草津市南笠山三丁目16番10号			令和4年度第1期	
5 巽本 勝市	草津市笠山二丁目1番9号 新洋建設社宅			令和4年度第1期	

市 県 民 税 特 別 徴 収 督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

	氏 名	住 所	備 考
1	遠藤 大樹	大津市堅田1丁目4-22-D号	令和4年 5月分
2	有限会社牧野産業	北海道旭川市春光2条8丁目2-17	令和4年 1月分
3	有限会社牧野産業	北海道旭川市春光2条8丁目2-17	令和4年 3月分
4	有限会社牧野産業	北海道旭川市春光2条8丁目2-17	令和4年 4月分
5	有限会社牧野産業	北海道旭川市春光2条8丁目2-17	令和4年 5月分

(令和4年9月1日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年8月17日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市野路五丁目12番18号 株式会社 レック 代表取締役 石澤 正義	草津市野路東四丁目字荒田 1953番2 外2筆	1,613.48㎡	R4.8.17	1613

(令和4年8月17日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証

を交付した。

令和4年8月23日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
野洲市栄5番5号 株式会社 湖都コーポレーション 代表取締役 富岡 昌文	草津市草津町字北下司1658番 1	1,686.23㎡	R4.8.23	1614

(令和4年8月23日揭示済み)

公 告

南草津プリムタウン土地区画整理事業の変更事業計画書（第2回）の縦覧について
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、南草津プリムタウン土地区画整理事業の変更事業計画書（第2回）を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業に関係のある土地もしくはその土地に定着する物件または当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者は、縦覧に供された変更事業計画書について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、滋賀県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

令和4年8月25日

草津市長 橋 川 渉

- 1 組合名称
南草津プリムタウン土地区画整理組合
- 2 変更事業計画縦覧開始の日
令和4年8月25日
- 3 変更事業計画の縦覧場所
草津市草津三丁目13番30号
草津市都市計画部都市地域戦略課（平日）
草津市草津三丁目13番30号
草津市役所守衛室（土日祝日）
- 4 縦覧期間
令和4年8月25日（木）から令和4年9月7日（水）まで
（ただし、各日8時30分から17時15分までとす

る)

- 5 意見書の提出先
滋賀県土木交通部都市計画課（滋賀県大津市京町四丁目1番1号）
- 6 意見書の提出期限
令和4年9月21日（水）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(令和4年8月25日揭示済み)

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告
市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月26日

草津市長 橋 川 渉

- 1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札保証金)
04040102	干支の陶器の置物（丑）	不明	1,000円 (100円)
04040103	干支の陶器の置物（寅）	不明	1,000円 (100円)

04040104	干支の陶器の置物（未）	不明	1,000円 (100円)
04040105	干支の陶器の置物（已）	不明	1,000円 (100円)
04040111	木製三段ボックス 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	200円 (20円)
04040112	メタルラック 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	500円 (50円)
04040113	チェア 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	500円 (50円)
04040114	木馬 【リサイクル品】 (直接引き取り限定)	不明	1,400円 (140円)
04040115	コンセント付き キッチンワゴン 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	ニトリ	250円 (25円)
04040116	トランポリン 【リサイクル品】 (直接引き取り限定)	TIPNESS	900円 (90円)
04040117	たんす2個セット 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	1,000円 (100円)
04040118	折り畳み机と椅子セット 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	150円 (15円)
04040119	ローテーブル 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	ニトリ	500円 (50円)
04040120	三脚 【リサイクル品】 (直接引き取り限定)	Velbon	1,800円 (180円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「KSI官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにKSI官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和4年8月26日（金）から令和4年10月18日（火）まで

(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和4年9月2日（金）午後1時から令和4年9月20日（火）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。

(2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。

(3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

(1) 日時 令和4年9月7日（水）午前10時から午後3時まで

(2) 場所 【リサイクル家具・リサイクル品】
草津市立クリーンセンター（滋賀県草津市馬場町1200-25）

【上記以外】

草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）

(3) その他 前日（令和4年9月6日）午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

(1) 入札期間 令和4年10月4日（火）午後1時から令和4年10月11日（火）午後1時まで

(2) 場所 公有財産売却システム上

(3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

(4) 開札日時 令和4年10月11日（火）午後2時

(5) 入札確定処理日時 令和4年10月13日（木）午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札

(2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札

(3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札

(4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

(1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和4年10月18日（火）午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。

(2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買

受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。

- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和4年10月25日（火）午後2時までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

13 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転

する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したとき

は売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
 草津市総務部総務課財産管理係
 電話番号 077-561-2305
 FAX番号 077-561-2483
 メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和4年8月26日揭示済み)

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月26日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	初度検査年月	排気量	予定価格 (入札保証金)
0404 0201	災害応急支援車 ダイハツ ハイゼット (荷台コンテナ ボックス付き) 平成18年式	平成18年 9月	0.65 リットル	80,000円 (8,000円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含み、再資源化預託金は含まない。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「KSI官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続については、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立て

がなされており、開始の決定を受けるまでの者
 カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続に係る日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続にかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住所または連絡先のいずれもが存在しない者

ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにKSI官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和4年8月26日（金）から令和4年10月18日（火）まで

(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込の受付

入札参加希望者は令和4年9月2日（金）午後1時から令和4年9月20日（火）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

入札参加申込（本申込）は、所定の申込書および必要書類を次に記載の受付場所および期間に持参または郵送により提出しなければならない。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

(1) 期間 令和4年9月2日（金）から令和4年9月27日（火）まで

(2) 場所 草津市役所 3階 総務課財産管理係

(3) 注意事項

ア 郵送による場合は、(1)の期間内に到着したものを有効とする。（必着することとし、消印は

無効とする。）

イ 持参の場合は、開庁日の午前9時（初日は午後1時）から午後4時までとする。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を本申込書送付と併せて草津市に提出すること。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売払物件』のとおりとする。

(2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。

(3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

(1) 日時 令和4年9月7日（水）午前10時から午後3時まで

(2) 場所 草津市草津三丁目13番30号 草津市役所本庁舎敷地内

(3) その他 前日（令和4年9月6日）午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

(1) 入札期間 令和4年10月4日（火）午後1時から令和4年10月11日（火）午後1時まで

(2) 場所 公有財産売却システム上

(3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

(4) 開札日時 令和4年10月11日（火）午後2時

(5) 入札確定処理日時 令和4年10月13日（木）午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札
- (3) 同一売却物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和4年10月18日（火）午後5時まで提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書、所定の書類の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金および再資源化預託金（リサイクル料金）は令和4年10月25日（火）午後2時まで一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売却物件の引渡し等

契約代金およびリサイクル料金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま草津市が指定する場所において直接引き渡す。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他

ア 引き渡しに関する費用および権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車取得税など）は全て買受人の負担とする。

イ 自動車取得税および自動車税は買受人が自ら申告して納税すること。

ウ 引渡しに際しては草津市において当該自動車の一時抹消登録を行うので、使用に際しては道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録手続き（中古新規登録等）を買受人の責任において行うこと。なお、譲渡証明書、登録識別情報等通知書（軽自動車の場合は自動車検

査証返納証明書）および再資源化預託金の預託証明書は引き渡し時に交付する。

エ 引渡しは、契約代金の納付時に現況有姿で行う。

オ 売却物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

カ 一度引き渡された売却物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

キ 一度引き渡された売却物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

ク 自動車については、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する法律（平成4年法律第20号）および条例などの法令により、使用規制があるので、事前に関係機関に確認すること。

13 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売却物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売却物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売却物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止をまねがれるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売却物

件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止をまぬがれるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実地調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 物件の写真は、色調などにより現況と相違して

いる可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。

- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市総務部総務課財産管理係

電話番号 077-561-2305

FAX番号 077-561-2483

メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

（令和4年8月26日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年8月29日

草津市長 橋 川 渉